

■ 第3章 ■

その他

INDEX

第1節	令和5年度東京都高齢者保健福祉施策推進委員会 審議経過等	437
第2節	令和5年度東京都高齢者保健福祉施策推進委員会 委員及び幹事名簿	438
第3節	東京都高齢者保健福祉施策推進委員会設置要綱	442
第4節	区市町村協議経過等	445

第1節 令和5年度東京都高齢者保健福祉施策 推進委員会 審議経過等

開催年月日	主な審議内容
第1回推進委員会 (令和5年6月2日)	○第9期東京都高齢者保健福祉計画の策定
第2回推進委員会 (6月30日)	○第8期東京都高齢者保健福祉計画の振り返り及び進行管理 ○第9期東京都高齢者保健福祉計画策定に向けた意見交換
第3回推進委員会 (8月1日)	○「第8期計画振り返りシート」及び「進行管理・取組評価シート」に関する意見等について ○第9期東京都高齢者保健福祉計画の理念、重点分野等について
第1回起草ワーキング グループ (9月4日)	○第9期東京都高齢者保健福祉計画の構成案について ○第1部「計画の考え方」の計画本文（素案）について
第2回起草ワーキング グループ (10月6日)	○第9期東京都高齢者保健福祉計画の構成案及び第1部「計画の考え方」の計画本文について ○第2部「計画の具体的な展開」の計画本文（素案）について
第3回起草ワーキング グループ (11月7日)	○第9期東京都高齢者保健福祉計画「中間まとめ」（素案）について
第4回推進委員会 (12月18日)	○第9期東京都高齢者保健福祉計画「中間まとめ」（素案）について
第5回推進委員会 (令和6年1月18日)	○第9期東京都高齢者保健福祉計画の中間まとめ（案）について ○第9期東京都高齢者保健福祉計画の目標・指標について ○高齢者保健福祉施策推進委員会 各部会の検討状況について
2月1日～3月1日	○「東京都高齢者保健福祉計画 中間のまとめ」パブリックコメントの実施
今後更新の予定	

第2節 令和5年度東京都高齢者保健福祉施策 推進委員会 委員及び幹事名簿

<令和5年度東京都高齢者保健福祉施策推進委員会 委員名簿>

氏名	所属等
相田 里香	特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会理事長（令和5年6月30日から）
犬伏 洋夫	公益社団法人東京都薬剤師会常務理事（令和5年6月30日から）
井上 信太郎	東京都地域密着型協議会 東京都小規模多機能型居宅介護協議会最高顧問
遠藤 善也	東京都保健医療局医療政策部長
大野 教子	公益社団法人認知症の人と家族の会東京都支部代表
大輪 典子	公益社団法人東京社会福祉士会相談役
鹿島 陽介	一般財団法人高齢者住宅財団企画部長
梶野 京子	東京都福祉局高齢者施策推進担当部長
○ 熊田 博喜	武蔵野大学人間科学部社会福祉学科教授
小島 操	特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会理事長（令和5年6月24日まで）
小西 博幸	大田区福祉部高齢福祉課長
佐川 きよみ	公益社団法人東京都看護協会常務理事
新内 康丈	東京都福祉局福祉人材・サービス基盤担当部長
末田 麻由美	公益社団法人東京都歯科医師会理事
田尻 久美子	一般社団法人『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会理事

氏名	所属等
時田 浩一	府中市福祉保健部介護保険課長
内藤 佳津雄	日本大学文理学部心理学科教授
永嶋 昌樹	公益社団法人東京都介護福祉士会会長
西田 伸一	公益社団法人東京都医師会理事
花本 由紀	東京都福祉局高齢者施策推進部長
張替 鋼一	公募委員
増田 百合	公募委員
宮澤 良浩	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 東京都高齢者福祉施設協議会常任委員／制度検討委員長
○ 森川 美絵	津田塾大学総合政策学部教授
森田 慶子	公益社団法人東京都薬剤師会常務理事（令和5年6月17日まで）
森田 能城	東京都福祉局政策推進担当部長
山田 雅子	聖路加国際大学大学院看護学研究科教授
幸 宏明	東京都国民健康保険団体連合会介護福祉部長
吉井 栄一郎	公益社団法人東京都老人クラブ連合会常務理事・事務局長
米倉 栄美子	公益財団法人介護労働安定センター東京支部次長（令和5年7月26日まで）
我妻 明	公益財団法人介護労働安定センター東京支部長（令和5年8月1日から）
◎ 和気 康太	明治学院大学社会学部社会福祉学科教授

< 令和5年度東京都高齢者保健福祉施策推進委員会 幹事名簿 >

職名
政策企画局計画調整部計画調整担当課長
福祉局企画部企画政策課長
福祉局企画部政策推進担当課長
福祉局企画部福祉人材・サービス基盤担当課長
福祉局企画部福祉保健医療連携推進担当課長
福祉局高齢者施策推進部企画課長
福祉局高齢者施策推進部介護保険課長
福祉局高齢者施策推進部在宅支援課長
福祉局高齢者施策推進部認知症施策推進担当課長
福祉局高齢者施策推進部施設支援課長
福祉局高齢者施策推進部施設調整担当課長
福祉局生活福祉部企画課長
福祉局生活福祉部事業推進担当課長
福祉局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長
福祉局生活福祉部生活支援担当課長
福祉局障害者施策推進部企画課長
保健医療局企画部企画政策課長
保健医療局医療政策部医療政策課長
保健医療局医療政策部地域医療担当課長
保健医療局保健政策部健康推進課長
保健医療局保健政策部保険財政担当課長
産業労働局雇用就業部就業推進課長
生活文化スポーツ局都民安全推進部交通安全対策担当課長
生活文化スポーツ局消費生活部企画調整課長
生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部スポーツ課長
住宅政策本部住宅企画部住宅施策専門課長（令和5年11月30日まで）
住宅政策本部住宅企画部住宅戦略担当課長（令和5年12月11日から）
住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課長
警視庁生活安全部管理官行方不明担当
東京消防庁防災部防災安全課地域防災担当副参事

< 令和5年度東京都高齢者保健福祉施策推進委員会起草ワーキンググループ 委員名簿 >

氏名	所属等
相田 里香	特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会理事長
熊田 博喜	武蔵野大学人間科学部社会福祉学科教授
◎ 内藤 佳津雄	日本大学文理学部心理学科教授
西田 伸一	公益社団法人東京都医師会理事
宮澤 良浩	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 東京都高齢者福祉施設協議会常任委員／制度検討委員長
森川 美絵	津田塾大学総合政策学部教授

< 令和5年度東京都高齢者保健福祉施策推進委員会起草ワーキンググループ 幹事名簿 >

職名
政策企画局計画調整部計画調整担当課長
福祉局企画部政策推進担当課長
福祉局高齢者施策推進部企画課長
福祉局高齢者施策推進部介護保険課長
福祉局高齢者施策推進部在宅支援課長
福祉局高齢者施策推進部認知症施策推進担当課長
福祉局高齢者施策推進部施設支援課長
福祉局高齢者施策推進部施設調整担当課長
福祉局生活福祉部事業推進担当課長
保健医療局医療政策部地域医療担当課長
住宅政策本部住宅企画部住宅施策専門課長
住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課長

第3節 東京都高齢者保健福祉施策推進委員会 設置要綱

平成24年4月20日

24福保高計第23号

最終改正 令和5年7月1日

5福保高計第148号

(目的)

第1条 東京都における高齢者保健福祉施策の推進を図るため、東京都高齢者保健福祉計画等の策定及び進行管理、その他高齢者保健福祉施策の推進に必要な事項の検討等を行う東京都高齢者保健福祉施策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 高齢者保健福祉計画等の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 介護保険財政安定化基金に関すること。
- (3) 地域医療介護総合確保基金（介護分）に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、東京都福祉局長（以下「局長」という。）が委嘱する委員で構成する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 保健医療又は福祉関係者
- (3) 被保険者若しくは利用者を代表する者又は都民
- (4) 区市町村の職員
- (5) その他局長が適当と認める者

2 特別の事項について検討を行うため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

3 特別委員は、局長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員（特別委員を含む。以下同じ。）の任期は、3年以内において局長が定める期間とする。

2 委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する者が委員長代理としてその職務を行う。

(委員会の招集等)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、第3条に掲げる者のほか、有識者等に委員会への出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、その検討を補佐するため専門部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、委員会が定める事項について調査及び検討を行う。

3 部会の委員は、局長が委嘱し、又は任命する。

4 部会の委員の任期は、3年以内において局長が定める期間とする。

5 部会の委員に欠員が生じ新たに委員を委嘱し、又は任命した場合、新任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第8条 部会に部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、部会の会務を総理する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指定する者がその職務を代行する。

(部会の招集等)

第9条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、第7条に掲げる者のほか、有識者等に部会への出席を求めることができる。

(幹事)

第10条 委員会における検討の充実及び効率化を図るため、委員のほかに幹事を設置する。

2 幹事は、局長が任命する。

3 幹事は、委員会及び専門部会に出席し、検討に必要な情報を提供する。

(会議の公開)

第11条 委員会及び部会並びにこれらに係る会議資料及び議事要旨は、公開とする。ただし、次に掲げる場合は、非公開とする。

(1) 委員会については、委員長又は委員の発議により委員の過半数の同意を得たとき。

(2) 部会については、部会長又は委員の発議により委員の過半数の同意を得たとき。

(委員への謝礼の支払)

第12条 委員会又は部会（以下「委員会等」という。）に出席した委員に対し、「東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和28年東京都条例第127号）に基づき総務局人事部が定めた報酬額の最低区分に定めるところにより謝礼を支払うこととする。

2 謝礼は、月の初日から末日までに開催した委員会等への出席に対する総額を、翌月の末日までに支払うものとする。

(オンラインによる会議)

第 13 条 感染症のまん延防止等の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営など、委員長又は部会長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。以下同じ。）を活用した会議を開催することができる。

2 前項の会議におけるオンラインによる委員の出席は、第 12 条の出席に含めるものとする。映像の送受信ができない場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

(庶務)

第 14 条 委員会の庶務は、東京都福祉局高齢者施策推進部企画課において処理する。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

第4節 区市町村協議経過等

開催日	項目	主な議題・内容
令和5年 7月10日 ～ 8月31日	介護保険事業計画に関するヒアリング (区市町村別)	○計画策定全般 ○自立支援、介護予防、重度化防止等に向けた取組の推進
令和5年 10月25日 ～ 11月15日	計画担当者意見交換会 (老人福祉圏域別)	○介護給付等対象サービス見込量 ○介護保険事業計画の策定の進捗状況等 ○老人福祉圏域単位の必要入所(利用)定員総数の設定
今後更新の予定		